

理事長中尾武彦の

視点

Viewpoint



## 国際課税の歴史的改革が進展

### － 巨大多国籍企業への公平な課税 －

みずほリサーチ&amp;テクノロジーズ 理事長 中尾武彦 2021年7月14日

#### 改革に向けた国際協力の動き

最近、内外の報道で大きく取り上げられているのが、2つの柱（ピラー）からなる国際課税の改革の動きだ。第1の柱は、GAF A（グーグル、アップル、フェイスブック、アマゾン）と呼ばれるようなプラットフォーム企業を主として念頭に置き、国境をまたいで行われるデジタルサービスへの「市場国」での課税を可能とするものであり、第2の柱は、「軽課税国」を利用して税負担を逃れてきた巨大多国籍企業への「グローバル・ミニマム・タックス」（最低限の課税）の適用を図るものだ。国境をまたいで活動する企業への法人税の適用という意味では、これまでの国際課税の原則に大きな変更を加える100年に一度の改革ということになる。果たして実施までこぎつけることができるだろうか。

今回の進展の端緒は、3月31日にバイデン政権が発表した「米国雇用プラン」のなかで、これまで国際的な改革の動きに非協力的であったトランプ政権の姿勢を改め、自国の法人税増税策とあわせて各国が協調して改革を行うことを提唱したことだ。この米国の新政策は他のG7各国ももとより望んでいたところであり、6月4日、5日のロンドンでのG7財務大臣会合、6月11日から13日のコーンウォールでのG7サミットで改革案は大きな進展を見た。6月5日に発表されたG7財務大臣・中央銀行総裁会合の声明は、①大規模で高利益の多国籍企業について10%の利益率を上回る利益のうちの少なくとも20%に対する課税権を、サービスの消費が行われる市場国に配分する、②（軽課税国での超過利益に関し）国別での15%以上のグローバル・ミニマム・タックスにコミットするとの具体案が盛り込まれている。

これを受けて、2012年以来「税源浸食と利益移転」（BEPS: Base Erosion and Profit Shifting）の問題に取り組んできたOECD/G20の「BEPS包摂的枠組み」（この枠組み自体は2016年に発足）の参加国の間でさらに協議が行われ、7月1日付で大枠合意が発表された。この合意では、上記の20%の課税権の配分は、「20%～30%」の幅を持った水準に引き上げられており、今後の調整を待つことになる。このBEPSプロジェクトは、世界の139か国（G7をはじめとするOECD加盟の38か国、G20のメンバーである中国やインドなど8つの新興国を含むOECD非加盟の101か国）が参加する大掛かりなものであり、今回の合意にはこれまでに132か国が支持を表明している。

本合意は、7月9日、10日のベネチアにおけるG20財務大臣・中央銀行総裁会議でも支持され、残された論点と実施計画が本年の10月の次回会合までに最終合意されることとされた。反対の立場を崩していない国のなかには、EU加盟国であるアイルランド、ハンガリー、エストニアやカリブ海の伝統的な軽課税国等が含まれるが、今後賛成に回ることへの期待も表明されている。

国際課税改革は、かなり技術的なテーマではあるが、国際協調のあり方、各国政府の税収、プラッ

トフォーム企業と国家の関係にも大きなインプリケーションを持つものであり、本稿では、歴史的な背景も振り返りながら、少し詳しく取り上げてみたい。

## 法人税と国際課税の歴史

税の問題は、1215年に英国で国王と貴族たちが取り結んだマグナ・カルタの重要な要素が君主の課税権に制限を加えることであったことに象徴されるように、民主主義の発展と大きなつながりを持っている。同時に、税制は、経済活動の発展と結びついて変化してきた。日本の例で言えば、奈良時代の租庸調の「租」以来、農地に対する課税、あるいは米の収穫に対する年貢が主たる税源であったが、これに加えて、商業や貨幣経済の発達とともに鎌倉時代、室町時代には、販売などの独占権を与えられた「座」が銭による納税や労役を行っていた。江戸時代には、商工業者に対して、運上税・冥加金が各藩や幕府の代官によって課されていた。

近代日本の出発点にも、明治6年（1873年）の地租改正があった。江戸時代には土地の所有権が封建領主を含めて複層的であったとされるが、地租改正は土地の排他的な私的所有権を認めるかわりに、所有者に納税義務（それまでの収穫量ではなく地価を課税標準とし、物納ではなく金納）を負わせることとした。それは地主たちを中心として、議会設立を求める民権運動にもつながっていく。富裕層を対象とした所得税は明治20年（1887年）に創設され、当初は国税収入の1%~2%程度に過ぎなかったが、課税対象を次第に拡大し、大正10年度（1921年度）には国税の20%を占めて第1位となっている。法人税が所得税の一部である法人所得税として導入されたのが1899年、所得税から独立した法人税となったのは1940年だ。法人税収は高度成長期の1965年度には国税収入の28.3%を占め、所得税の27.6%を上回っていた。その後、1989年の消費税導入、国際的な法人税引き下げの動きもあって、2019年度は、所得税33%、消費税32%に次ぐ18%となっている。

政府の機能が、君主や封建領主の家産や軍事を支えるものから、広範なインフラ整備、教育、医療、社会保障などに拡大していくに従い、税収のGDPに占める割合は拡大していく。なかでも、法人税の重要性は、株式会社をはじめとする法人が経済活動の主たるプレーヤーになったことと呼応している。

法人税の意義については、法人が株主の集合体であるとする「法人擬制説」の立場に立つのか、法人は株主とは別の独立した法人格である点を強調する「法人実在説」の立場に立つのか、長く議論されてきた。前者の立場に立てば、法人税はいわば株主に対する所得税の前取りであり、二重課税の調整が必要になる。実際、日本では個人の株主が受け取る配当の10%に当たる金額を所得税額から控除する制度が採用されているが、完全に税負担が調整されているわけではない。多くの国で一定の調整がなされているが、その扱いはさまざまだ。現在においては、社会からの便益も受けながら利益を上げている法人、特に巨大な利益を上げている法人に対して、株主とは独立に一定の負担を求めるという考え方には大方の支持があるだろう。

法人が国際的な活動をするようになると、その所得に対してどの国が課税権を持つのかということが問題になってくる。課税権は各国の主権に属するが、一般的には国家は課税関係においても対人主権と領土主権を主張する。この場合、「対人主権」に基づく課税とは、自国内の「居住者」である個人と内国法人の稼得する所得や所有する資産については、その所得の源泉地、資産の所在地を問わず

「居住地国」が課税するというものだ。一方、「領土主権」に基づく課税は、自国内で生じた所得や自国内にある資産等に対しては、「源泉地国」が課税できるとする。ちなみに、消費課税は、国内で行われた消費に対して課税するといういわゆる「仕向地主義」をとっており、国境税調整（輸入品への課税と輸出品への税還付）を行う。いわば領土主権に基づく課税ということができる<sup>1</sup>。

これまでの法人税における国際課税の原則は、以下のような要素からなるものであった。①国内に外国法人の支店、工場等の物理的拠点である「恒久的施設」（PE: Permanent Establishment）がある場合には、事業所得、なかでもその拠点到属する所得は源泉地国が課税できる。②利子、配当、使用料（特許料など）は、支払い側の源泉地国が一定の源泉徴収による課税を行うことができる。③法人が設立された居住地国は、その法人が稼得する全世界からの所得に課税できる。④この結果、源泉地国と居住地国で同じ所得に課税が生じることになるが、租税条約や国内法に基づく「外国税額控除」（外国で支払われた税額を国内での法人税額から控除する）、または「国外所得免除」により居住地国において二重課税を排除する。⑤二重課税の排除を容易にするために、また、外国からの投資を促進するために、租税条約で源泉地国における利子、配当等の税率を相互に国内法による税率以下に制限する<sup>2</sup>。⑥多国籍企業のグループ企業間の国際取引では、独立した企業同士であれば成立したであろう「独立企業間価格」（Arm's Length Price）で取引が行われたと見なして各グループ企業の所得を計算し、各国間で課税権を配分する。

これらの原則は1977年のOECDモデル租税条約でも規定されているが、このうちPEなどは、およそ100年前の1928年の国際連盟によるモデル租税条約に淵源を持つ。100年ぶりの改革というのは、その原則に変更を加えようとしていることによっている。なお、OECDモデル租税条約はOECD租税委員会の継続的な検討を踏まえて、改訂を重ねている。税分野の協調は、先進国のクラブであるOECDの最も実質的な仕事の1つだと言える。

租税条約は世界中に張り巡らされており、日本の場合、1955年発効の日米租税条約（その後2回の全面改訂と複数の部分改訂）をはじめ、現在までに79本の租税条約等が結ばれており、144か国に適用されている。世界の多くの租税条約は、OECDモデル租税条約に依拠しながら、締結国の状況を踏まえて相互主義に基づき結ばれる。租税条約は条約であるから外務省が所管し、国会に批准承認を求めるが、財務省主税局参事官室（元は国際租税課）が実質的な交渉を行っている。

## タックス・ヘイブン税制と移転価格税制

法人への国際課税は、20世紀後半になって多国籍企業が存在感を増すにつれて、「タックス・ヘイブン」（租税回避地）と「移転価格」の取り扱いが問題になってきた。つまり、現在の改革案につながるような問題は前からあった。

法人がさまざまな形でタックス・ヘイブン（tax haven）にある現地法人に利潤を集め、それを留保

<sup>1</sup> 中尾武彦『国際租税制度概観』日本租税研究協会（1989年）

<sup>2</sup> 例えば、日本の対外利子支払いの源泉徴収税率は国内法では15%（ただし、2013年から2037年は復興特別所得税が加わり15.315%）だが、日米租税条約では金融機関の間の利子は源泉徴収免除、その他の利子は10%に制限されている。金融機関への免除は、利子に対する源泉徴収税がグロスの利子支払いに対するものであり、預金や借入れを元に貸し付けをする金融機関の利鞘に対して極めて大きなものとなってしまうことが背景にある。国際的な各種ファンドが利子源泉徴収のないカリブ海の島国などに設立されるのも、同様の理由に基づく。

したまま本国に配当として送金しない場合には、本国では課税を行うことができない。そこで、軽課税国に設立された子会社や孫会社の利益を直接・間接の所有割合に応じて親会社の所得とみなして合算する制度が各国で採用されてきた。米国ではControlled Foreign Company(CFC)制度として1962年に、日本ではタックス・ヘイブン対策税制として1978年に導入している。なお、日本ではあらかじめタックス・ヘイブン国として国名を指定する制度を1992年度に廃止しており、現在は当局自身が「外国子会社所得合算制度」と呼んでいる。

あくまでも租税回避に対応するものであるもので、軽課税国においても実体的な経済活動を行っている外国子会社は適用除外になる。また、日本では2009年度の税制改正で、外国からの利益還流を目的として外国子会社からの配当は益金不算入（同時に配当の元になる所得に対して課された外国の法人税を控除する「間接外国税額控除」も廃止）としたので、現在の制度では、外国子会社からの配当のあるなしに関わらず、軽課税国で発生する受動的所得を合算するものとなっている。外国法人の外国源泉の所得に親会社のある国が手を付けるといふ、いわば通常原則をはずれた課税ということになるが、OECDでも「有害な税の競争」の観点から、タックス・ヘイブンに対処する制度を各国が整備することを推奨してきている。

移転価格（transfer price）とは、国内の法人が外国にある子会社や親会社とグループ内で取引を行う場合の価格のことである。移転価格を操作することにより、多国籍企業は利潤の配分を操作することができる。移転価格税制は、国内法人がグループ内の外国法人との間で、通常取引価格すなわち独立企業間価格と異なる価格、たとえば通常より高い仕入れ価格、通常より低い販売価格を用いることにより当該国内法人の所得を減少させている場合に、独立企業間価格で取引が行われたものとして課税所得を再計算する制度だ。日本でも各国にならって1986年度の税制改正で導入された。

ある国で移転価格税制を適用して法人税を増額更正した場合には、取引相手のグループ企業が存在する他国との間で経済的な二重課税が生じることになる。そのために租税条約の相手国が増額更正をした場合に、自国が減額更正をすることがあり、これを「対応的調整」と呼んでいる。二国の税務当局間で適切な移転価格についての「相互協議」が必要となる場合も多く、日本では、国税庁の国税審議官をはじめとする外国業務担当部署の人員は拡大してきている。

国際租税は、非常に技術的だが、多国籍企業の経営や国の税収にも大きな影響を与える重要な分野だ。私自身、1987年から89年に国際租税課で課長補佐を務めた。パリのOECD本部で開かれる租税委員会に出席したこと、タイやインドとの租税条約の改訂交渉やブルガリアとの新条約の予備的な交渉に東京やバンコクで臨んだことを覚えている。タックス・ヘイブンの軽課税国指定を検討していたときには、多国籍企業の地域本部（regional headquarters）の誘致を図るシンガポール政府の税務当局者が来訪し、同国の外国法人の税優遇はあくまで実体的な経済活動を前提としているとの説明を受けたこともある（結局指定からはずした）。

移転価格税制で思い出すのは、米国の製薬企業などが創薬特許（無形資産）をカリブ海などの軽課税国のグループ会社に移し、そこで医薬品を製造して高所得を上げている問題に対して米国政府が検討していた「所得相応性」（commensurate with income）の原則だ。無形資産を移転した時点ではそこから将来的にどれだけの所得が発生するかは明確ではなく、適切な移転価格がわからないので、のちに予想以上の所得を得たときにはその分を取り戻すという考え方だ。日本の企業にとって課税関係

が不安定になると懸念したが、現在は日本を含む多くの国がこの考え方を取り入れている。

ある日、中国から税務当局者が来訪し、中国の最初の4つの経済特区（深圳、珠海、汕頭、厦門）における日本企業への税優遇の恩典が企業自体に及ぶように、1984年に発効していた日中租税条約に基づく「みなし外国税額控除」の対象にしてほしいとの要請を受けた。外国税額控除制度は、相手国で稼得した所得も合算して自国の法人税を計算したうえで、相手国で納付した法人税額を控除するものなので、中国での企業優遇措置により中国で納付する法人税額が減れば、その分日本での法人税額が増えるだけのことになってしまう。条約上、相手国の企業優遇措置を妥当なものとして判断して、払っていない減免分も払ったものとして控除できるようにするのがみなし外国税額控除制度だ。そのころ中国では、鄧小平の指導のもとで改革開放政策が進んでおり、日本企業の直接投資への中国の期待、また中国でのビジネスチャンスへの日本企業の期待は大きく、中国の要請を認めた。

## 従来 of 国際課税制度の問題点

それでは、以上のように精緻に積み上げられてきたこれまでの国際課税制度には、一体どのような問題が出てきていたのだろうか。

第1に、経済のデジタル化が進み、「恒久的施設（PE）なければ課税なし」の原則に現実とのミスマッチが生じていることだ。GAF Aなどのプラットフォーム企業は、国境をまたいでオンライン音楽・映像配信、デジタル広告、オンライン・アプリケーションなどのサービスを提供し、巨額の利益を得ている。一方、これらの企業は、これらのサービスを現地法人、あるいは支店などの恒久的施設を置かず、あるいはこれらと紐づけない形（サービスの説明はしても個別の営業をしないなど）で提供していることから、料金を払う顧客のいる「市場国」で課税が行えない事例が顕在化している。

第2に、「独立企業間価格」に基づく利益配分ルールに限界が生じている。企業の利益に対する特許権などの無形資産の貢献は重要性を増しており、また、デジタル化によって多国籍企業が国境をまたいで行うグループ間の取引が拡大している。これらにより、独立企業間価格の算定、ひいては各国における適切な所得の把握、これに基づく課税が困難となっている。そもそも高価値の無形資産が独立の当事者間で取引されることは少ないため、独立企業間価格というベンチマーク自体が事実上不在となる場合が多く、移転価格税制の適用は難しい<sup>3</sup>。前述したように、所得相応性基準などで適切な移転価格に基づく課税を行おうとする試みはあるが、企業間取引の複雑化でとても追いついていない。

第3に、上記のような理由から、「税源浸食と利益移転」（BEPS）の深刻な事態が起こっている。すなわち、無形資産に基づいて高い利益率を得ている多国籍企業は、グループ企業間の複雑な取引を通じて、また、利子、配当、特許料などの源泉徴収を相互に制限する租税条約のネットワークを活用して、利益を軽課税国に移転し、このような企業の所得が世界のどこでも課税されない状況を作り出している。前述したように、多国籍企業が親会社を置く米国やその他の先進国は、軽課税国にある子会社等の所得合算課税制度を持っているが、これら子会社等も一定の本部機能や研究活動など実体的な経済活動を行っていることから、実際の適用は困難である。

軽課税国として有名なアイルランドは、労働生産性（GDPを労働投入で割ったもの）がOECD第1位の

---

<sup>3</sup> 岡直樹「G7合意とメイドインアメリカ税制」2021年6月10日東京財団政策研究所論考

国でもある。世界金融危機の際に行き過ぎた金融活動を行っていた銀行が大きなダメージを受け、2010年にはIMFやEUからの支援を受けたが、その後、12.5%という法人税率の低さなどの優遇策でグーグルやアップルなどの本部機能呼び込んで、急速な回復を成し遂げた。2019年の1人当たりGDPは8万4600ドルと日本の2倍以上に達している。しかし、そのGDPの多くの部分が実はこれら多国籍企業がアイルランド法人に計上している所得であって、一般国民の所得がそれほど上がっているわけではない。

第4に、上記の結果として、各国は法人税収が十分に確保できなくなっている。軽課税国や他の先進国が多国籍企業の活動を呼び込む競争に対抗するために、これまで40年にわたって税率の引き下げ、いわゆる「底辺への競争」が行われてきた。これには、1980年ごろから英国のサッチャー政権や米国のレーガン政権に始まり、ソ連の崩壊後に高まった経済自由主義、すなわち政府の税制などを通じて公平性や所得分配を図ることよりも、市場メカニズムによって経済活動を促進することを優先する思潮も影響した。

国レベルの法人税率を1982年と2020年で比較してみると、日本は42%から23%に、米国は46%から21%に、英国は52%から19%に下がっている。コロナ禍への対応もそうだが、保健、教育、インフラ整備、社会保障、これらを通じた社会の分断の阻止のためには、政府にはこれまで以上の役割が求められている。そのようなときに税収が十分確保できないことは、社会の要請に応じられない不十分な政府支出につながるか、そうでなければ国債発行に過度に頼って持続可能性の問題を引き起こす。

## 国際課税改革案のポイント

7月1日の大枠合意は、上記のような問題に対応するため、国際課税をどう改革しようとしているのだろうか。以下に主なポイントを整理する（これに付随する補完的なルールは省略）。

### 《第1の柱：デジタルサービス等の所得の課税権を市場国に配分》

まず、第1の柱は、デジタルサービス等の所得の課税権を市場国に配分する新たなルールで、以下のような要素からなる。①課税対象は、全世界売り上げが200億ユーロ（約2.6兆円）超、かつ売り上げに対する利益率が10%超の多国籍企業。200億ユーロという基準は、条約発効7年後にレビューを行い、100億ユーロに引き下げる可能性がある。鉱物資源などの採掘産業と規制された金融業は対象にしない。②売り上げの10%を超える超過利益の20%~30%を、ネクサス（課税根拠）を有する市場国に売り上げに応じて配分。20%~30%のうちいずれを採用するかは今後決定。③ネクサスは、当該市場国で100万ユーロ（約1.3億円）以上の売り上げがあること。ただしGDPが400億ユーロ（約5.2兆円）未満の国については、売り上げが25万ユーロ（約3250万円）以上であれば、課税権の配分を受けることができる。④多国籍企業の一部のセグメント単体で課税対象を満たす例外的な場合には、セグメント単体で適用する。⑤この新たな国際課税ルールの適用と、すべての企業に対するデジタルサービス税などの税制の廃止の間で適切な調整を行う。⑥この新たな国際課税ルールを実施するための多国間条約を2022年に策定、署名開放し、2023年から適用を開始する。

若干補足を加えると、①の対象企業は、昨年10月にBEPSの包摂的枠組みが発表した「2つの柱に関する青写真」では、自動化されたデジタルサービスおよび消費者向けビジネスとされていたが、プラットフォーム企業を狙いうちするものという米国の反対があり、また線引きの困難さから、売り上げと

利益率のみを基準とすることになった。全世界で100社程度、日本企業も数社が入るとされている。採掘産業は採掘を行っている国で十分な課税をされていること、銀行や保険業はサービスを行う各国に拠点を置くよう規制され、課税もされていることが考慮されたと言われている。もっとも、金融業については、英国の交渉が功を奏したとの報道もある。

②の超過利益の配分については、多国籍企業が世界中で稼得した利益を一度合算したうえで超過利益を各国に配分することになるので、巨大な高利益企業の超過利益部分に限るとは言え、これまでのPEを基準とする各国への課税権の配分を大きく変えるものとなる。既存の租税条約と抵触することになるので、⑥のように、多国間租税条約で一挙にこの新しいルールを優先適用する必要がある。

多国間条約により各国の経済的な主権を制限するものとしては、かつてのGATT（関税および貿易に関する一般協定）や現在のWTO（世界貿易機関）に関する条約が関税率やさまざまな貿易ルールを定めているのが代表的な例だ。内国税についても、2013年に発効している税務行政執行共助条約（情報交換や徴収共助などを図るもの）、2017年に条文が採択されたのち100か国近くが署名を済ませ、日本を含む60か国以上が既に批准を済ませているBEPS防止措置実施条約がある。後者の条約は、BEPSプロジェクトで策定されたBEPS防止措置のうち、二国間租税条約に関連する措置を関係各国の選択により既存の租税条約に導入することを目的としているものだ。今回目指している多国間租税条約は、これまでの国際課税の原則に変更を加えて各国の課税権に非常に大きな影響を与えるものであり、ハードルは高いが、このように国際社会には主権に深く関わる関税や内国税の分野でも協力の前例がある。

④のセグメントに関する規定は、アマゾン全体としては利益率が10%超ほど高くないが、クラウド・サービスを行うアマゾン・ウェブ・サービスだけ取れば利益率が高いので適用対象とできることを念頭に置いていると報じられている。

⑤のデジタルサービス税に関する規定は、英国が2020年4月から適用しているデジタル・サービス・タックス（対象ビジネスの国内売り上げに2%を課税）をはじめ、フランス、イタリア、スペイン、オーストラリアなど各国が、プラットフォーム企業をねらった税制を暫定的に個別に適用し始めていることを受けたものだ。米国がデジタルサービス税の迅速な廃止を求めているのに対し、各国は多国間条約の適用開始が条件だとしている。米国では条約の批准は上院の3分の2以上の多数による承認が必要であり、政権の意向通りに批准ができるのかに各国が懸念を持っていることが背景にある。

## 《第2の柱：グローバル・ミニмум・タックスの導入》

改革案の第2の柱は、軽課税国に所在する子会社等に帰属する所得について、究極の親会社の所在する国において、最低税率（15%以上）まで課税（所得合算）を行うという「グローバル・ミニмум・タックス」であり、以下のような要素からなる。①課税対象は、年間総収入金額が7.5億ユーロ（約1000億円）以上の多国籍企業。②国別に計算された実効税率が合意された最低税率よりも低い場合、最低税率と実効税率の差額を究極の親会社所在国で上乘せ課税（トップアップ課税）。③最低税率は15%以上（税率は今後の議論で最終決定）。④有形資産（簿価）と支払い給与の5%以上（当初5年は7.5%以上）の所得はグローバル・ミニмум・タックスの対象所得から除外（控除割合は今後の議論で最終決定）。⑤2022年の各国国内法への導入、2023年の施行開始を目標とした実施計画に合意、公表する。

これについても、若干の補足が必要だろう。前述したように、各国は既に軽課税国にある子会社等の所得を合算する制度（米国の場合はCFC税制）を持っている。しかし、実体的な活動を行っている子

会社等は適用対象からはずれることなどにより、プラットフォーム企業や製薬会社などの超過利益に有効な課税ができておらず、BEPS問題、税引き下げ競争を抑止することにもなっていない。そこで、2017年の米国の税制改正では、GILTI(Global Intangible Low-Taxed Income: 国外軽課税無形資産所得)への課税を導入し、多国籍企業のCFCの米国税法に引き直した税引き後所得(全世界のCFCで合算)が有形資産(適格減価償却資産)の10%を超える部分の金額を超過利益と認定し、これに実効税率10.5%の課税を行うこととした。無形資産所得の名称が付いているが、無形資産から生まれる所得だけを対象にしているのではなく、実体的な経済活動のあるなしと無関係に、有形資産に比して大きな利益が生まれている場合に、その源泉には特許権などの無形資産があると考えているものだ。

バイデン政権が本年3月31日に提案した法人税改革では、法人税率を21%から28%に引き上げるとともに、GILTIの実効税率を21%まで上げること、しかも、GILTIを全世界ベースではなく国別に適用することにより、軽課税国を利用した税負担回避の道をふさぐことを提案している。BEPSプロジェクトにおける第2の柱のグローバル・ミニマム・タックスは、国別の適用ということではバイデン政権のGILTI改革案と同じであり、今回の合意でも併存することができると想定されている。バイデン政権は、GILTIの税率を21%まで上げることがを議会に説得するためにも、グローバル・ミニマム・タックスを21%とすることを当初求めていたが、今回の合意ではとりあえず「15%以上」として今後の協議に委ねることとしたものだ。

④の対象所得の除外は、多国籍企業による製造業などの実体的な経済活動を優遇税制で促進している新興国に、(実体的な活動の有無の認定ではなく)一定の算定式を使って配慮したものとされている。これも有形資産の一定比率を適用除外とした米国のGILTIと構造は似ていると言える。

⑤は、多国間条約を必要とする第1の柱と異なり、第2の柱は参加国の国内法で対応できることを表している。仮に軽課税国が参加を拒み、基準以下の税率を維持したとしても、親会社所在国が超過利益に課税をすることで対抗することができる。もっとも、最終的な親会社が所在するような国の多くが参加しなければ、BEPSへの対応、税の引き下げ競争を抑止することはできない。

## 残された課題

以上のように、今回の国際課税の改革案は、極めて包括的で意欲的なものだ。BEPSの問題を2012年以来時間をかけて議論し、OECD/G20のBEPS包摂的枠組みによる昨年10月の「青写真」を含め何度か中間報告も出して議論を進めてきた成果だが、このような技術的な問題について、ここまで具体的な改革案をまとめることができたのは、各国の税制専門家たちがそれぞれ国益を代表しつつも、共通の問題意識と一定の信頼関係をシェアしていたからだろうと思う。

しかし、もちろん実現までにはいくつかの関門がある。第1に、今回幅を持って合意された、市場国が合算できる利益の配分率やグローバル・ミニマム・タックスの税率、売り上げ、利益の詳細な算定方法など、さらに詰めるべき項目が残されている。

第2に、条約を各国議会が批准承認するかが大きな関門だ。米国議会のなかには、特に第1の柱によるプラットフォーム企業などに対する課税権の市場国への配分は米国企業の力を削ぐものとして反対する意見がある。上院で3分の2以上の賛成は簡単ではない。また、EU各国が新しい国際課税ルールを

採用するためには、EUの全加盟国の支持が必要になるのではないかとの報道もなされている<sup>4</sup>。アイルランド、ハンガリー、エストニアは今回の大枠合意に賛成しておらず、今後の動向が注目される。

最後に、条約の発効や国内法の整備を含めて今回の国際課税改革が実現したとしても、実務上は非常に複雑な手続きが当局と企業側に求められるので、円滑に実施されるまでには紛争解決や詳細のレビューなどを含めて、なお相当の時間がかかる可能性がある。

OECDは、第1の柱により新たに課税対象となる多国籍企業の利益は、配分率が20%の前提で1000億ドル以上、第2の柱による全世界での追加的な税収は、税率が15%との前提でおよそ1500億ドルと試算している。また、OECDが2020年10月に発表したおおよっぱな試算で、第1の柱による法人税収の増加は先進国で0.1%のマイナスから0.8%のプラス、中所得国で0.4%から0.8%、低所得国で0.8%から1.2%、第2の柱による増収は、GILTIを既に適用している米国を除いて先進国で2.5%から3.8%、中所得国で1.5%から2.2%、低所得国で1.8%から3%程度と推定している。ただ、この程度の法人税負担の拡大では、巨大な多国籍企業の株価に影響を与えるほどのインパクトはないという報道もある<sup>5</sup>。

しかし、法人税収への影響も大事だが、今回の改革の重要な成果は、多くの多国籍企業、なかでもGAFANなどのプラットフォーム企業が、巨大な富を蓄えていながらそれに応じた税を負担していないという問題へ税制上の一定の対応がなされるということだ。現在は、主として国内で事業を行うサービス企業との間で税制上著しく有利な取り扱いを受けており、競争条件も歪められてしまっている。プラットフォーム企業が一般の企業や普通の人々の想像を超えるような富の集積を行っていることは、社会の公平性という観点からも問題であり、また、人材、ファイナンス、データなどを呼び込んで、各国政府を超えるような影響力を持ち始めていることも懸念される。

サービスの顧客である消費者には料金なしに極めて有用なサービスを提供していることから、消費者の厚生を大きく増大させているという擁護論はあるが、特定のアルゴリズムを用い、蓄積したデータを駆使して、広告やアプリケーションに高い料金を課して、超過利潤を上げていることも事実だ。稼得する所得に対して投資が少なく膨大な純貯蓄をしていることから、世界の貯蓄投資バランスを歪め、長期的な低成長の1つの原因になっているという議論もある。そもそもインターネット、GPS、AI、それにコンピューターなどの技術は、政府から支援を受ける軍事産業のなかで生まれてきたものであり、社会から大きな恩恵を受けていて、創造性や起業家精神だけで高い利益を生んでいるわけではない。バイデン政権をはじめ、各国で、税制、競争政策、データの集積や利用の規制などを通じて、対応する機運が高まっている。

今回の国際課税改革は、プラットフォーム企業への対応、公平で適切な法人税課税、税収の確保ということに加えて、国家主権に直結する税制の分野において、条約という強い手段も使って国際社会が一致して行動する重要な例として、大きな意義を持っている。これからも曲折はあるだろうが、何とか実現し、目的を達成してほしい。

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。

<sup>4</sup> Financial Times 紙(2021年7月7日)

<sup>5</sup> Financial Times 紙(2021年6月11日)